

(2015. 4. 27 「都構想と報道のあり方を考える集い」 配布資料：別紙)

平成 27 年 2 月 12 日

放送局各位

維新の党  
幹事長 松野頼久

平素より大変お世話になっております。

さて、ご承知の通り本年はわが党の政策の根幹でもある大阪都構想へ向けた統一地方選挙が挙行されます。特別区設置協定書についても総務省からも特級の意見書と返答を頂き、2月議会を経て、住民投票が実施される見通しが確定となっております。

私たちはかねてより大阪都構想の実現は住民による直接投票にその審判を委ねるべきとの主張をしておりましたが、過日より、京都大学に所属する藤井聡教授は現大阪市長、大阪維新の会代表、維新の党元共同代表の橋下徹に対し、侮辱の言を公に述べ、維新の会、大阪都構想に反対する立場を鮮明にしております。さらに大阪都構想について虚偽の主張を繰り返しています。

つきましては、公平中立を旨とする報道各社の皆様に改めてお願い申し上げるのも不遜とは存じますが、以下の事由から今後住民投票が終了するまで各報道姿勢にご留意いただきたくお願い申し上げます。

記

藤井氏は内閣官房参事の肩書を持ちながら、大阪都構想について事実誤認に基づく虚偽の主張を公に繰り返している。(①)さらに来る統一地方選挙に向けて大阪維新の会や大阪都構想に反対する政治運動を公に行っている。(②③④)

藤井氏は、橋下に対して、「ヘドロ」「あんた悪い奴はいない」「私利私欲」「腐る最先端」など、公人に対する批判・論評を超えて、徹底した人格攻撃を公している。(DVD)

ゆえに、大阪維新の会は、藤井氏に対して公開討論の申し入れを行った(⑤)が、公開討論は拒絶している。(⑥)

統一地方選挙まで3か月を切っている。大阪の統一地方選挙では大阪都構想の是非についても最大の争点となる事が予想される状況下で、大阪都構想や大阪維新の会、橋下に対して公然と反対する政治活動を行い、大阪維新の会の公開討論会の要請を無視している藤井氏が、各メディアに出演することは、放送法四条における放送の中立・公平性に反する。

なぜなら、公開討論をすることによって相互の主張を公にするならともかく、このように大阪維新の会反対、大阪都構想に反対の象徴として位置付けられている藤井氏の存在が広く周知されること自体が、大阪維新の会、大阪都構想について反対している政党及び団体を利することになるからである。選挙及び住民投票を歪めることのないよう、放送局としての自覚を求めらる。

「理由」もなく、特定主張を虚偽と断定している。  
(これは法的に許される行為なのでしょうか?)

理由もなく、特定批評を「公人に対する批評・論評を超えている」と断定 (これは法的に許される行為なのでしょうか?)

公開討論がなぜ関係するのか全く意味不明。

「藤井氏の存在が広く知られること自体が。。。政党および団体を利するから」藤井の出演が放送法4条に違反だ、と断定。  
⇒放送法4条の理念を完全に誤解している。(この主張が通るなら、あらゆる政治家および実効性ある政治活動をしている個人のTV出演は禁止されなければならない)